

ぎふ労働局
通信

2023 1

守ろう！最低賃金

岐阜県最低賃金	
時間額	910円 (30円アップ)
発効日	令和4年10月1日

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

業務改善
助成金が
拡充！

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための助成金です。

改定のポイント

1 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ
2 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充
3 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止
4 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長

定額制訓練（サブスクリプション）の活用で社員教育しませんか？

令和5年1月は人材支援開発助成金「人への投資促進コース」の「活用促進強化月間」として周知に取組みます。人材開発助成金とは、事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。くわしくは、2次元コードから もしくは 助成金センターまで（☎058-263-5650）。

1 経費助成率の引き上げ

<現行>

中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)

<変更後>

中小企業	大企業
60% (+15%)	45% (+15%)

くわしくは
こちらから👉

2 助成限度額の引き上げ

<現行>

1,500万円

<変更後>

2,500万円

小学校休業等対応助成金の対象期間が延長されています

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年10月1日～11月30日	8,355円	令和5年1月31日（火）必着
令和4年12月1日～令和5年3月31日		令和5年5月31日（水）必着



お問い合わせ先

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（フリーダイヤル）0120-876-187

受付時間 9時～21時（土日・祝日含む）

くわしくは
こちらから👉

特別相談窓口も延長されています！（雇用環境・均等室内 ☎ 058-245-1550）

「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働き掛け等を行っています。

女性の活躍推進のための取り組み 「ポジティブ・アクション」を進めましょう

ポジティブ・アクションとは、例えば男女を均等に人材育成、人事考課などを行っていても「営業職にほとんど女性がいない」、「管理職にほとんど女性がいない」といった固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から生じている**男女労働者間の格差を解消する目的**で、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組みのことです。

くわしくはこちらから☞



！ 均等法違反になっていませんか？

女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う措置を実施する場合、次のすべてを満たしている必要があります。

	適法	違法
男女の均等な機会や待遇の確保の支障となっている事情が	ある	ない
その格差を解消し、女性の活躍を推進する目的が	ある	ない
その雇用管理区分や職務、役職に占める女性割合が4割を	下回っている	下回っていない

求人者マイページで求人をもっと便利に！

事業主の方が「ハローワークインターネットサービス」のサイト上で求人者マイページを開設すると、様々な機能を使って求人活動ができるようになります。使い方が分からないなど、困ったときはヘルプデスクもあるので、安心してご利用いただけます。

くわしくは
こちらから☞



- ★ハローワークに出向くことなく、求人の申し込みが可能です（感染症予防にもつながります）。
- ★過去に出したことがある求人（令和2年1月以降のもの）のデータを使って、別の求人票をつくるのが可能！！求人申込書を記載する手間が省けます。
- ★来所する手間や待ち時間がかからないので、時短につながります。
- ★求職者の紹介状の確認や選考結果の登録ができ、応募者管理につながります。
- ★求職者からオンラインで直接応募を受け付けることができます。



キャリアアップ助成金が使いやすくなりました！

正社員化コース（有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等した場合に助成）

《助成金の金額（1人当たり）の拡充》

- * 人材開発支援助成金の特定の訓練を終了した後に正社員化すると、助成金額が加算されます。
- * 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」のうち、一部訓練（自発的職業能力開発訓練、定額制訓練）の加算額を9万5,000円から11万円に引き上げます。



人への
投資！

くわしくはこちらから☞



70歳までの就業 確保措置が 努力義務 です！

65歳までの雇用確保
（義務）



70歳までの就業確保
（努力義務）

次の①～⑤のいずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

くわしくは
こちらから☞

